

高浜町ひとり親家庭等習い事支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の児童の習い事に係る費用に対し補助金を交付することにより、習い事を通して児童の成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「ひとり親家庭等」とは、次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯を除く。
 - ア 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する手当をいう。）受給世帯
 - イ 高浜町ひとり親家庭医療費助成（高浜町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に規定する助成をいう。）受給世帯
 - ウ 町民税非課税世帯
 - エ 高浜町ひとり親家庭医療費助成支給停止世帯
 - オ その他ひとり親世帯
- (2) 「児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童のうち小学校1年生から中学校3年生までをいう。
- (3) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童を現に監護し、かつ、その生計を維持している者をいう。

(受給対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は、高浜町に住所を有する、ひとり親家庭等の児童の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる習い事にかかる費用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 初期費用（入会金その他これに準じるもの）
- (2) 月謝、受講料
- (3) 道具、教材、教具代
- (4) ユニフォーム、制服代
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、毎年4月1日から当該年度の3月31日までの1年間とする。ただし、第2条に規定する補助対象者の要件に該当しないことが

決定した者は、当該決定した月の月末を終期とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする受給対象者（以下「申請者」という。）は、習い事にかかる支払いをしたときは、高浜町ひとり親家庭等習い事支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）および支払証明書（様式第2号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が天災、疾病、その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同一年度において複数回申請する場合、前回申請と同じ内容であれば(1)から(3)について省略することができる。

- (1) 児童扶養手当証書の写し（第2条第1号アに該当する場合に限る。）
- (2) 高浜町ひとり親家庭等医療費受給者証の写し（第2条第1号イに該当する場合に限る。）
- (3) 非課税証明書（第2条第1号ウに該当する場合に限る。）
- (4) 戸籍謄本（第2条第1号エ、オに該当する場合に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、申請者が公簿その他必要な方法により町長が調査することに同意し、町長が確認できる書類は、添付を要しないものとする。

(補助金の算定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を算定するものとする。

2 補助金の交付額は、補助対象者が養育する小学校1年生から中学校3年生までの児童が習い事を受けるために支払った費用とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 児童扶養手当全部支給相当所得者

児童一人あたり、4月から10月までは上限70,000円、11月から3月までは上限50,000円とする。

- (2) 児童扶養手当一部支給相当所得者、町民税非課税世帯

高浜町ひとり親家庭医療費助成支給停止世帯およびその他ひとり親世帯

児童一人あたり、4月から10月までは上限35,000円、11月から3月までは上限25,000円とする。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条の規定により交付申請があった場合は、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付又は不交付の決定をし、通知しなければならない。

(交付方法)

第9条 町長は、受給資格者の指定した金融機関の預貯金口座に、口座振替の方法により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当した場合には、認定を取り消し、又は補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 町長は、受給者が補助金の交付決定を受けた後、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消した部分について返還を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の高浜町ひとり親家庭習い事支援事業実施要綱の規定は、令和7年1月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

高浜町長 様

申請者 住 所
氏 名 (電話)

高浜町ひとり親家庭等習い事支援事業補助金交付申請書兼請求書

年度高浜町ひとり親家庭等習い事支援事業補助金の交付を受けたいので、高浜町ひとり親家庭等習い事支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1. 申請額(請求額) 円

2. 対象児童氏名 _____
(生年月日： 年 月 日、 小学校 年生)

3. 振込口座

金融機関名			支店名					
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※支払証明書および支払を証明できる書類を添付してください。支払を証明できる書類を添付できない場合、事業所の押印を受けた支払証明書を提出してください。

(支払を証明できる書類の例：領収書の写し、振込を確認できる通帳口座の写し、児童の名前・支払日・支払額が記載されている月謝袋の写し、など)

様式第2号（第6条関係）

支 払 証 明 書

殿

習い事に係る費用の支払日：令和 年 月 日

習い事に係る支払金額： 円

習い事に係る支払品目：

（例：月謝、教材、ユニフォームなど）

習い事の種別： 学習塾 ・ その他（ ）

高浜町における習い事を支援する事業の支給に係る資料として、自治体へ提出する必要がありますので、上記について習い事に係る費用として支払いを行ったことを証明願います。

令和 年 月 日

対象児童氏名：

保護者氏名：

住 所：

上記について相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

事業所の名称：

代表者氏名
(会計責任者)：

(印)

所 在 地：

電 話 番 号：

※確認書類（領収書の写し、振込を確認できる通帳口座の写し、児童の名前・支払日・支払額が記載されている月謝袋の写し等）の添付がある場合は押印不要です。